人事 院は、 般職の職員の給与に関する法律 (昭和二十五年法律第九十五号)に基づき、 人事 院規則九—

四〇 (期. 末手当及び勤勉手当) の <u>ー</u> 部改正に関し次の 人事院規則を制 定する。

令和元年九月十三日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則九—四〇—五二

人事院規則九 四〇 (期末手当及び勤勉手当) の一部を改正する人事院規則

人事 院 規則 九 四〇 (期末手当及び勤勉手当) *⑦* 部を次のように改正する。

次の表により、 改正 前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改める。

職員には、期末手当を支給しない。	定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの	第二条 給与法第十九条の四第一項後段の規則で	改正後
職員には、期末手当を支給しない。	定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの	第二条 給与法第十九条の四第一項後段の規則で	改 正 前

その退職 Ĺ 又は死亡した日に お 7 て前条

各号の いずれかに該当する職員で あつた者

その退職 の後基準日までの間において次に

掲げる者 (非常勤である者にあつては、 法第

八十 条 O兀 第 項又は第八十一 条 O五 第

項 (T) 規定に ょ り採用され た職員 (以 下 再任

用 職員」という。)で同項に規定する短時間

勤 務 の官職を占めるもの (以下「再任用短時

間 勤 務職員」 という。)、 育児休業法第二十

三条第二項に規定する任 期 付 短 時 間 勤 務 職員

(以 下 任 期 付 短 時 間 勤 務 職 員 という。)

その他人事院の定める者に限る。)となつた

その退職 L 若しくは失職

又は死亡し

た 日 に おいて当 前条各号のいず れかに該当する

職員であつた者

その退職又は失職の後基準日までの間にお

いて次に掲げる者 (非常勤 で ある者にあつて

は、 法第八十 一条 \mathcal{O} 兀 第一 項 又は第 八十 条

 \mathcal{O} 五. 第 項のに 規定に こより採品 用 され た職員 以

下 「再任用職員」という。)で同項に規定す

任用 短 時 間勤務職員」 という。)、 育児休業

る短時間勤務の官職を占めるもの

(以下「再

法第二十三条第二項に規定する任 期 付 短 時 間

勤務 職員 (以 下 任 期付短 時 間 勤 務 職 員 لح

いう。)その他人事院の定める者に限る。

	各号のいずれかに該当する職員であつた者	一 その退職し、又は死亡した日において前条	りでない。	が支給されない国家公務員については、この限	号に掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当	職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第二	定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの	第八条 給与法第十九条の七第一項後段の規則で	三(略)	イ〜ニ(略)	者
 職員であつた者	た日において前条各号のいずれかに該当する	一その退職し、若しくは失職し、又は死亡し	りでない。	が支給されない国家公務員については、この限	号に掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当	職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第二	定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの	第八条 給与法第十九条の七第一項後段の規則で	三(略)	イ〜ニ(略)	となつた者

ļ

この規則は、令和元年九月十四日から施行する。

2

(略)